

うるま市保育施設長 各位

うるま市長 中村 正人
(公印省略)

認定こども園・保育所等における縮小保育の要請および健康観察の実施について

平素より本市の保育行政及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

緊急事態宣言に伴い、認定こども園・保育所等及び保護者の皆様には登園自粛に協力をいただいておりますが、感染は拡大しており、市内の保育施設等で感染が確認された施設は33件に上ります。

さらなる感染拡大を防ぎ、児童、職員のリスクを回避するため、各施設においては、児童と同居するご家族についても健康観察を実施し、児童やご家族に風邪症状が有る場合など、お預かりできないことがあることも周知してください。

また、市内保育施設等の感染状況について市ホームページにて掲載してまいりますので、各施設でも掲示するなどし、保護者へ感染防止対策へのさらなる協力を呼び掛けていただきますようお願いいたします。

記

1. 縮小保育要請期間

令和3年8月2日(月)～ 緊急事態宣言期間中

※ 感染状況により、変更になる場合があります。

2. 健康観察の実施について

児童、職員の健康観察に加え、同居のご家族の健康状態を把握するため「健康観察シート」による確認を実施してください。児童やご家族に風邪症状が有る場合は、お預かりできないことがあることを周知してください。

3. 受け入れ対象児童

保育の対象は、下記(ア)から(ウ)のいずれかに該当し、かつ休暇取得が困難な場合とします。

(ア) 医療など社会生活(警察、消防等)の維持に必要な業務の従事者

詳細については別添「保育等における新型コロナウイルスへの対応に係るQ&A(第十報)(令和3年4月23日付事務連絡)」の問10-1をご覧ください。

(イ) 社会福祉施設等の従事者

(ウ) やむを得ない事情のある人

※ やむを得ない事情とは、休むことにより著しく収入が減少する場合を想定しております。

※ 上記以外で保育を必要とする場合は、施設へご相談ください。

4. 登園自粛した場合の利用者負担額(保育料)の取扱いについて

保育料の徴収のある3号(0歳～2歳児)認定児の保育料については、縮小保育要請期間中、登園自粛した日数に応じて日割り計算のうえ、減免措置を行います。

※ 減免の申請方法等については、追ってご連絡いたします。

5. 登園自粛した場合の利用者負担額(給食費)の取扱いについて

給食に係る食材の調達量や配食計画の見直しなどにより費用が縮減できた場合には、徴収額の減額等を行い保護者の負担軽減を図るなど、各園でご判断くださるようお願いいたします。

以上